

第1回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(平成30年4月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----|------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 報告第1号 農地法第18条の6項の規定による通知について |
| 第4 | 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第5 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第6 | その他 |

◎出席委員 (9名)

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 樋口 國先 |
| 2番 | 瓜田 晃 |
| 3番 | 荒谷 和江 |
| 4番 | 山下 博史 |
| 5番 | 長谷川 和夫 |
| 6番 | 菅野 能弘 |
| 7番 | 神野 充布 |
| 8番 | 杉田 文枝 |
| 9番 | 藤本 博 |
| 10番 | 外崎 敬雄 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 川端秀司 |
| 事務局次長 | 中村 稔 |
| 係長 | 村田絵美 |

◎開会宣言

外崎会長 | ただいまの出席は 10 名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第 1 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 | < 日程第 1 > 議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 8 番杉田委員、9 番藤本代理にご指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 | ご異議がないようでありますので杉田委員、藤本代理を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

外崎会長 | < 日程第 2 > 諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ございませんか。

外崎会長 | (「なし」という者あり)

外崎会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田係長 | はい、係長。

外崎会長 | はい、係長。

村田係長 | 2 ページをお開きください。第 12 回総会以降の経過を報告します。3 月 27 日、美深町就農計画認定委員会、役場町長応接室で開催されまして、外崎会長、草野局長、私が出席をいたしました。新規就農者として、〇〇〇〇さんと〇〇さんご夫妻、後継就農者として、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが認定されました。引き続き、美深町後継就農奨励金贈呈式が役場中会議室で開催されております。就農計画認定委員会で後継就農者と認定されました 4 名の方に奨励金を贈呈しております。28 日、地域担い手育成総合支援協議会幹事会、また、新規就農者等指導委員会と、美深町農業経営改善指導委員会が農業振興センターで開催されまして、草野局長、渡辺次長が出席をしております。幹事会では、平成 29 年度の決算見込みと平成 30 年度予算案について、新規就農者等指導委員会では、新規就農者の経営状況の報告と新規就農を希望されている 2 組の報告がありました。農業経営改善指導委員会では、経営を継承されました〇〇地区の〇〇〇〇さんの農業経営改善計画が認定されました。4 月 10 日、第 2 回臨時会が役場議場で行われまして、川端局長、中村次長が出席をしております。12 日、平成 30 年度上川地方農業委員連合会総会、また、平成 30 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が士別市で開催され、外崎会長、川端局長が出席をしております。13 日、美深町林野火災予消防対策協議会が文化会館 COM100 で開催され、外崎会長、川端局長が出席をしております。17 日、平成 30 年度美深町農業者年金協議会代議委員会が役場中会議室で開催され、外崎会長、

藤本代理、神野委員、川端局長、中村次長と私が出席をしております。19日、平成30年度北部上川農業委員会協議会総会、士別市で開催され、外崎会長と川端局長が出席をしました。3ページをお開きください。20日、美深町農業再生協議会総会、農業振興センターで開催され、外崎会長と中村次長が出席をしております。25日、第1回農業委員総会です。第1回総会以降の予定です。5月1日、美深町農用地利用改善協議会総会が役場大会議室で開催されます。藤本代理、川端局長、私が出席の予定です。総会終了後、農用地利用調整会議が役場農業委員控え室で開催の予定で、引き続き出席します。今回の農用地利用調整会議は、〇〇〇営農集団から申出のありました〇〇地区の農地の全町調整になります。2日、地域担い手育成総合支援協議会幹事会が農業振興センターで開催され、川端局長、中村次長、私が出席します。7日、農業後継者育成推進協議会幹事会が役場小会議室で開催され、川端局長、中村次長、私が出席します。9日、第3回臨時会、役場議場で行われ、川端局長、中村次長が出席します。14日、農業後継者育成推進協議会総会、また、地域担い手育成総合支援協議会総会が農業振興センターで開催され、外崎会長、川端局長、中村次長と私が出席の予定です。23日から25日または21日から23日ということで、農業委員会の総会の日程等で日程を変更しますが、農業者年金業務新任職員研修会及び平成30年度市町村農業委員会職員基礎研修会が札幌市で開催され、中村次長が出席の予定です。第2回農業委員総会の予定ですが、5月25日の開催でよろしいですか。29日から31日、平成30年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会在東京都、神奈川県で開催され、外崎会長が出席します。報告以上です。

外崎会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 報告第1号

外崎会長

<日程第3>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を求めます。事務局より説明を願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

それでは、4ページをお開きください。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定による通知が、次のとおりありましたので報告します。

整理番号1番、貸主、〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の表示美深町字〇〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積、△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、契約期間は平成30年3月27日から平成36年3月26日までの賃貸借になります。合意による解約年月日及び土地の引渡期日は、平成30年4月11日です。農地を売買するため解約するものです。

整理番号2番、貸主、〇〇市〇区〇〇〇〇△丁目△△〇△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、

外崎会長

合計面積△△，△△△㎡、契約期間は、平成28年4月27日から平成38年4月26日まで賃貸借。合意解約による解約年月日及び土地の引渡期日は、平成30年4月20日です。借主が農業を辞められるということで解約となります。説明以上です。

外崎会長

報告第1号について、ご質疑、ご意見をお受けいたします。ありませんか。

(「なし」という者あり)

ご質疑等がないようでありますので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知については報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号

外崎会長

<日程第4>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限で参与することができない委員がおります。

はじめに、整理番号1番から3番を説明いたしますので、△番〇〇委員ご退席ください。

(〇〇委員退室)

外崎会長

それでは、事務局より説明願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

説明の前に今回から記載を一部変更しております。今まで利用権設定等の内容の欄は空欄だったのですが、今回からこの欄に農地の状況を記載することとしましたので、よろしくお願います。

議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美深町長より決定を求められた平成30年度第1号農地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号1番、譲渡人、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△，△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△，△△△㎡の所有権移転、売買になります。所有権の移転時期は平成30年4月26日、対価の支払期限は平成30年12月25日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格総額は△，△△△，△△△円、10a当り△△，△△△円です。

整理番号2番、貸主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番、地目、公簿宅地、現況畑、面積△△△．△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年5月1日から平成35年4月30日まで、小作料は反当り△，△△△円、年額△，△△△円です。新規の案件です。

整理番号3番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、

公簿田、現況畑、面積△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年5月1日から平成35年4月30日まで、小作料は、反当り△、△△△円、年額△△、△△△円です。新規の案件です説明以上です。

外崎会長 整理番号1番から3番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

7番 (「なし」という者あり)

神野委員 はい。

外崎会長 7番神野委員。

7番 1番の売買の案件ですけれども、地目が田で、現況も田ですが、支払いの記載が畑になっているのはどういうことなののでしょうか。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 こちらは転作田となりまして、転作田の場合の地目は公簿田、現況田となりますので地目は田と表記しております。実際の売買にあたっては畑の利用となっておりますので、畑として金額を記載しております。

7番 神野委員 はい、わかりました。

外崎会長 他にございませんか。

8番 はい。

杉田委員
外崎会長 8番杉田委員。

8番 私も不慣れなもので間違えると思うのですが、2番の面積が△△△㎡とおっしゃったのですが、△、△△△ではないのでしょうか。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 地目の公簿が宅地となっているところですので、宅地の場合面積が小数点まで表示されるので記載は△△△、△△㎡となります。

8番 杉田委員 上の面積の単位が㎡になっているのですが、これを単純にあてているわけではないのですね。

村田係長 面積は㎡で表記しています。宅地の場合は小数点以下も公簿に表示されますので、公簿に合わせた記載をしています。

外崎会長 他にございませんか。
○○さんけど、周りの畑も○○さんが借りているのか。これだけ借りても仕事にならない。

村田係長 ○○○○さんも今回賃貸してまして、○○○○さんと○○○○さんは親子なので、土地の場所までは確認していませんでしたが、隣接している土地と思われます。

5 番 長谷川委員	はい。
外崎会長	はい、5 番長谷川委員。
5 番 長谷川委員	はい、5 番長谷川です。2 番と 3 番の件ですが、これは、地続きの中の一部分に過去に宅地があったというところで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、宅地の部分だけ〇〇〇〇さんの名義になっています。見た感じは 1 枚の畑となっています。
外崎会長	他にございませんか。
外崎会長	ご質疑等がないようでありますので、整理番号 1 番から 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
外崎会長	全員賛成です。 引き続き、整理番号 4 番を説明いたしますので、△番〇〇委員ご退席ください。 (〇〇委員入室) (〇〇委員退席)
外崎会長	それでは、事務局より説明願います。
村田係長	はい、係長。
外崎会長	はい、係長。
村田係長	整理番号 4 番、貸主、〇〇市〇〇区〇〇△条△丁目 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況田、面積△△，△△△㎡の内△△，△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△，△△△㎡の内△△，△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 4 月 26 日から平成 40 年 4 月 25 日まで、小作料は、反当り△，△△△円、年額△△，△△△円、新規の案件です。説明以上です。
外崎会長	整理番号 4 番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ございませんか。 (「なし」という者あり)
外崎会長	ご質疑等がないようでありますので、整理番号 4 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
外崎会長	全員賛成です。 (〇〇委員入室)
外崎会長	それでは、続いて整理番号 5 番から 18 番を事務局より説明願います。
村田係長	はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

7ページをお開きください。

整理番号 5 番、貸主、〇〇市〇〇条〇〇丁目△△番地△△ 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△、△△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 5 月 24 日から平成 30 年 12 月 30 日まで、小作料は、反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、継続の案件です。

整理番号 6 番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇さん、借主、〇△条〇△丁目△△番地△〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△の内、地目、公簿田、現況田、面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 4 月 26 日から平成 35 年 4 月 25 日まで、小作料は、反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、新規の案件です。

整理番号 7 番、貸主、〇△条〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇さん外△名、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 4 月 30 日から平成 33 年 4 月 29 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、継続の案件です。9ページをお開きください。

整理番号 8 番、貸主、〇〇市〇〇区〇△条〇△丁目△番地△△ 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 4 月 26 日から平成 35 年 2 月 28 日まで、小作料は、反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、新規の案件として農地等売買事業を利用した土地の賃貸になります。

整理番号 9 番、貸主、〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△〇△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇△番△、地目、公簿山林、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 37 年 4 月 30 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、継続の案件です。

整理番号 10 番、貸主、〇〇〇市〇〇町〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 37 年 4 月 30 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円継続の案件です。10ページになります。

整理番号 11 番、貸主、〇△条〇△丁目△△番地△△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇△△△番、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 37 年 4 月 30 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、継続の案件です。

整理番号 12 番、貸主、字〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 37 年 4 月 30 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、継続の案件です。11ページをお開きください。

整理番号 13 番、貸主、字〇△条〇△丁目△△番地 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番、地

目、公簿畑、現況畑、面積△△，△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△，△△△㎡の内△△，△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年5月1日から平成37年4月30日まで、小作料は反当り△，△△△円、年額△△，△△△円、継続の案件です。整理番号9番から13番については、父から子に経営を継承した案件になりますので、賃貸借については継続として記載しています。

整理番号14番、貸主、〇〇町〇〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇△△△〇△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△，△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△，△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年4月26日から平成36年4月25日まで、小作料反当り△，△△△円、年額△△，△△△円、新規の案件です。

整理番号15番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△，△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△，△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年4月26日から平成36年4月25日まで、小作料反当り△，△△△円、年額△△△，△△△円、新規の案件です。12ページになります。

整理番号16番、貸主、〇〇市〇〇△条△丁目 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△，△△△㎡の内△△，△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年4月26日から平成36年4月25日まで、小作料反当り△，△△△円、年額△△，△△△円です。

整理番号17番、貸主、〇〇郡〇〇町〇〇△〇 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△，△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△，△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年4月26日から平成36年4月25日まで、小作料反当り△，△△△円、年額△△，△△△円です。整理番号9番から17番は、1月の第10回総会で〇〇さんが解約をした農地になります。経営を継承した〇〇さんが全てではありませんが、農地を賃貸されます。

整理番号18番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△，△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成30年4月26日から平成36年4月25日まで、小作料は反当り△，△△△円、年額△△，△△△円、継続の案件です。12月の第9回総会で解約をした案件です。解約した農地の一部を賃貸します。説明以上です。

外崎会長

整理番号5番から18番について審議を願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑がないようでありますので、整理番号5番から18番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第1号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

- 外崎会長 <日程第5>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会事務局会議規則第16条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。△番〇〇委員ご退席ください。
- (〇〇委員退席)
- 外崎会長 それでは事務局より説明願います。
- 村田係長 はい、係長。
- 外崎会長 はい、係長。
- 村田係長 13ページをお開きください。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請が、次のとおりありましたので審議を求めます。
整理番号1番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、期間は平成30年4月26日から平成40年4月25日までです。権利移転の理由は、貸主は高齢で労働力不足のため貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。14ページになります。
整理番号2番、貸主、〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△△番△号 〇〇〇〇さん、借主、字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、期間は平成30年4月26日から平成40年4月25日までです。権利移転の理由は、貸主は農地の貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。15ページをお開きください。
整理番号3番、貸主、〇〇県〇〇市〇〇△丁目△番△△号 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、期間は平成30年4月26日から平成40年4月25日までです。権利移転の理由は、貸主は農地の貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。説明以上です。
- 外崎会長 議案第2号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。長谷川委員、〇〇でこの農地は今まで賃貸は。
- 5番 長谷川委員 〇〇では〇〇〇〇〇〇さんが賃貸していたのですが、賃貸期間が切れて〇〇さんに貸したいと相談があり、〇〇の農地部会としては〇〇〇〇〇〇にとお話をしたのですが、所有者の方が〇〇さんにとということで、〇〇の部会としてはあっせんできないので、3条という形になりました。
- 外崎会長 他にご質疑はございませんか。
- 外崎会長 ご質疑がないようでありますので、議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

◎日程第 6 その他

外崎会長

<日程第 6 >その他、平成 30 年度美深町農業委員会活動計画(案)を事務局より説明願います。まず、その前に各小委員長から活動計画についてご報告をお願いします。

7 番

神野委員

はい。

外崎会長

はい、7 番神野委員。

7 番

神野委員

7 番神野です。農地小委員会より平成 30 年度活動について報告します。1 農地利用状況調査の実施、(1) 農用地の利用状況の調査を 8 月中に行いたいと思います。(2) 無断転用防止の指導監視、2 適格な経営移譲についての指導相談活動、3 農地流動の意向把握と担い手への利用集積の促進、4 全町農作物生育調査の実施、5 農地に係わる指導相談活動、(1) 相続の届出義務等を周知する、(2) 無許可の賃貸借の解消に努める、6 無断転用の解消に努める。以上です。

3 番

荒谷委員

はい。

外崎会長

はい、荒谷委員。

3 番

荒谷委員

3 番荒谷です。農政小委員会の活動について報告します。1 美深町農業関係機関等との意見交換会の開催、2 農業用廃プラスチックの適正な処理の推進、3 家畜排せつ物の適正な処理及び環境整備の指導、4 環境と調和し安全で高品質な農産物づくりを目指すクリーン農業の推進、5 鳥獣被害対策の推進、6 農業委員会だより「おおぞら」第 19 (新年) 号の発行、7 農業者年金制度の加入促進と年金相談活動、8 全国農業新聞購読者の普及推進、9 家族経営協定の締結促進及び締結内容の見直しについての推進、10 先進地視察(道内)研修の企画実施、11 平成 31 年度農業振興施策に関する意見書の提出、12 美深町農業後継者育成推進協議会事業の協力、(1) 農業体験実習生等受入れに対する支援活動、(2) グリーンパートナー対策に資するため、各種研修会等への参加、(3) アグリパートナー情報交換会の開催協力です。以上です。

外崎会長

今農政小委員長からの 10 番の先進地視察道内の研修について、委員会の中でいろいろお話があったと思いますが、バスの関係について山下委員と樋口委員にお願いしていましたが、経過についてお願いします。

4 番

山下委員

バスについては、仮の日程で 7 月の帯広の国際農業機械展にあわせて農協のバスが借りられないかということで〇〇部長にお願いしまして、その時期はおそらく空いているので、借りることは可能とお話はいただきました。運転は、農業委員で行い、バスだけということになるかと思います。ただ、研修に農協の方々が一緒に行くことになれば話が変わってくるかと思います。バスのことはその時期貸していただけると思います。

外崎会長 全員が農政委員でないので、農地委員はその話の内容を知らないで、その時期の研修でよいか悪いか、お話をきめていかなければと思います。

村田係長 事務局より説明いたします。農政小委員会で道内研修について、お話ししていました国際農業機械展のホームページの方にパンフレットがありましたので印刷しました。こちらの国際農業機械展ですが、日程が7月12日から16日までの5日間、場所は帯広市北愛国交流広場で午前9時から午後4時まで開催されています。もうひとつが、日農機製工株式会社の工場見学は随時受け付けていまして、7月10日から9月30の間までは、ビートハーベスター等の生産工程や製品の説明があります。こちらも日程が合えば申込みできればと思っております。道内研修の日程ですが、7月12日が木曜日で土日が入ると、16日は海の日で祝日になります。

外崎会長 今回の日程は、農政小委員会の方はお話ししているからわかっているかと思いますが、農地小委員会の方がお話し合った日程の中で行ってもいいとならなかったら農政小委員会でも進められないと思うが、その辺はいかがですか。

7番 神野委員 先ほど、親交会の打合せでその話を聞きまして、日程的に牧草が終わっているか、終わっていないかというのと個人的な行事が14日にあるので、その前後はわからないのとヘルパーが取れるのかというのが怪しいところです。14日にヘルパーを取っているのか、空いているかを確認してみないと。

外崎会長 5月の総会までに研修の行程等協議して出してほしい。6月だと間に合わないと思う。ただいま、農地小委員会、農政小委員会の委員長からご報告がありました。何かお聞きしたいことがございましたらお願いします。ございませんか。

7番 神野委員 はい。

外崎会長 はい、7番神野委員。

7番 神野委員 同じ研修会の関係ですが、道外研修が来年なので今年のうちから研修に向けていかなければならないのかと思います。よろしくお願いします。

外崎会長 他にございませんか。もし、気がついたらあとからお受けしますので、事務局からお願いします。

中村次長 はい、次長。

外崎会長 はい、次長。

中村次長 それでは16ページをお開きください。今、農地、農政各委員長から報告がありました小委員会活動に基づきまして平成30年度美深町農業委員会活動計画（案）を作成しております。読み上げていきますので、よろしく申し上げます。平成30年度美深町農業委員会活動計画（案）、1活動目標、美深町農業委員会は、美深農業の将来を見据えながら、地域の実態と特性を十分に把握し、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成を柱とする実践活動を関係機関団体と連携を図りながら推進するとともに、地域の世話役活動を通じて地域に根ざした美深農業の発展を目指す活動を推進する。2活動計画、(1)担い手への農地の利用集積・集約化の推進。①農業経営基盤強化促進事業の活用を積極的に進め適正な運用に努める。②農地の集積については、認定農業者の経営安定を最重点に取り組む。③農地の流動化を図るため、営農集団内に組織する農用地利用調整委員会、農業関係機関との情報交換を密にし、利用調整等に当たる。④町と連携して農地中間管理事業の業務推進に協力する。⑤農地利用状況調査（農地法第30条）を実施し、農地の有効利用を推進する。

⑥農地の無断転用防止に向け監視と指導を行う。⑦農地税制（譲渡所得税、贈与税、相続の届け出義務等）の関係事務について適切な指導を行う。⑧現地調査を実施する。これは随時行います。(2) 担い手育成対策の推進。①農地と担い手対策を中心とした地域の世話役としての活動を行う。②魅力とやりがいのある農業経営の確立をめざし「家族経営協定」の普及及び締結内容の見直しについて推進する。③農業後継者育成推進協議会と連携を図り、グリーンパートナー対策を推進する。④農業実習生等受入に対する支援活動を推進する。⑤新規就農希望者に対し必要に応じ相談指導を行う。次のページになります。(3) 地域農業振興対策の推進。①生活環境の整備啓発活動を行う。これは、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進する。家畜排せつ物の適正な処理及び環境整備の指導を行う。鳥獣被害対策について推進する。②生育調査の実施。全町農作物育成調査を実施する。③農業振興施策に関する意見書を提出する。(4) 情報活動の推進。①美深町農業委員会だより「おおぞら」を発行する。②全国農業新聞の購読者拡大に向けて普及推進する。③農業者年金加入の推進、及び年金相談を行う。(5) 農業委員会体制の整備充実。①農業委員会総会を開催する。これにつきましては、原則として25日ということになります。②農地・農政各小委員会を開催する。随時開催します。(6) 農業委員・事務局職員の資質の向上。①各種研修会に参加する。②先進地視察研修を企画実施する。以上でございます。なお、18 ページには各小委員会委員長から報告のありました小委員会活動につきまして記載しております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 外崎会長 平成 30 年度美深町農業委員会活動計画（案）について、ご意見を賜ります。ございませんか。
- （「なし」という者あり）
- 外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、平成 30 年度美深町農業委員会活動計画については、原案のとおり可決し、1 年間活動を進めてまいります。他に委員のみなさまから何かございませんか。
- 3 番 荒谷委員 はい。
- 外崎会長 はい、3 番荒谷委員。
- 3 番 荒谷委員 農業女性のアンケート調査を行ったところ 120 人中 64 人から回答をいただきました。集約ができましたので、目を通していただきたいと思っております。これから予算との関係も考えながら 1 年に 1 行事ぐらい何かやっていたらと考えていますので、何かありましたらみなさんのご協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。
- 外崎会長 なければ事務局から何かありませんか。

◎閉会宣言

- 外崎会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 1 回総会を終了いたします。

※終了 午後 2 時 30 分